39,500 円

割額」の合計になります。 所得に応じて負担する「所得 全員が負担する「均等割額」と、 料は個人ごとに計算されます。 保険料率は県内均一で、 後期高齢者医療制度の保険 医

# 保険料の算定方法

療費の動向などを踏まえて2

年ごとに見直されます。

①均等割額の軽減 9~2割軽減されます。

### 軽減制

めの「軽減制度」があります。 低所得者の負担を軽減するた 計が一定の基準以下の場合、 主)の総所得金額などの合 世帯(被保険者全員と世帯 後期高齢者医療保険料には

### 年間保険料 (限度額62万円) $\|$ 均等割額

+

### 所得割額

賦課のもととなる金額(※) ×8.00% (所得割率)

※ 賦課のもととなる金額=平成29年中の所得金額-基礎控除33万円

## 保険料の納付

せは、 や納付方法についてのお知ら 平成30年度の年間保険料額 7月中旬頃に送付しま

ます。

振替により納めていただき

する方は、納付書または口 納付する「普通徴収」になりま 座振替により金融機関などで ただし、次のいずれかに該当 する「特別徴収」になります。 原則として年金から差引き

〇年金受給額が年額18万円未 満の方

※所得の申告をしていない 場合は軽減の対象となり してください。 ませんので、必ず申告を

②後期高齢者医療制度に加入 ただし、 ていた方は対象になりませ 得割額の負担はありません。 する前日に、 国民健康保険組合に加入し 等割額は5割軽減され、 被扶養者であった場合、 国民健康保険及び 被用者保険の 所 均

収)は、

※特別徴収による納付につい ては、 保険年金課医療福祉係まで 更することができます。変 きが必要になりますので、 更を希望される方は、 を口座振替による納付に変 申請により納付方法 手続

〇介護保険料が年金から差引 き(特別徴収)されていない

※平成2年度中に保険料額 〇後期高齢者医療保険料と介 護保険料の合計額が、 受給額の半分を超える方 変更などにより年金から 年 0 金

までは、 月2日以降に後期高齢者医 差引き (特別徴収) 月から開始予定です。 年金からの差引き(特別徴 療制度に加入した方は、 になった方や平成29年 早くて平成30年10 納付書または口 が中止 それ 座 10

お問い合わせください。

### お問合せ

保険年金課 **2**0297(21)2187